

次期大津市こども・若者支援計画 パブリックコメント（案）について

令和6年12月12日
福祉部子ども未来局子ども・若者政策課

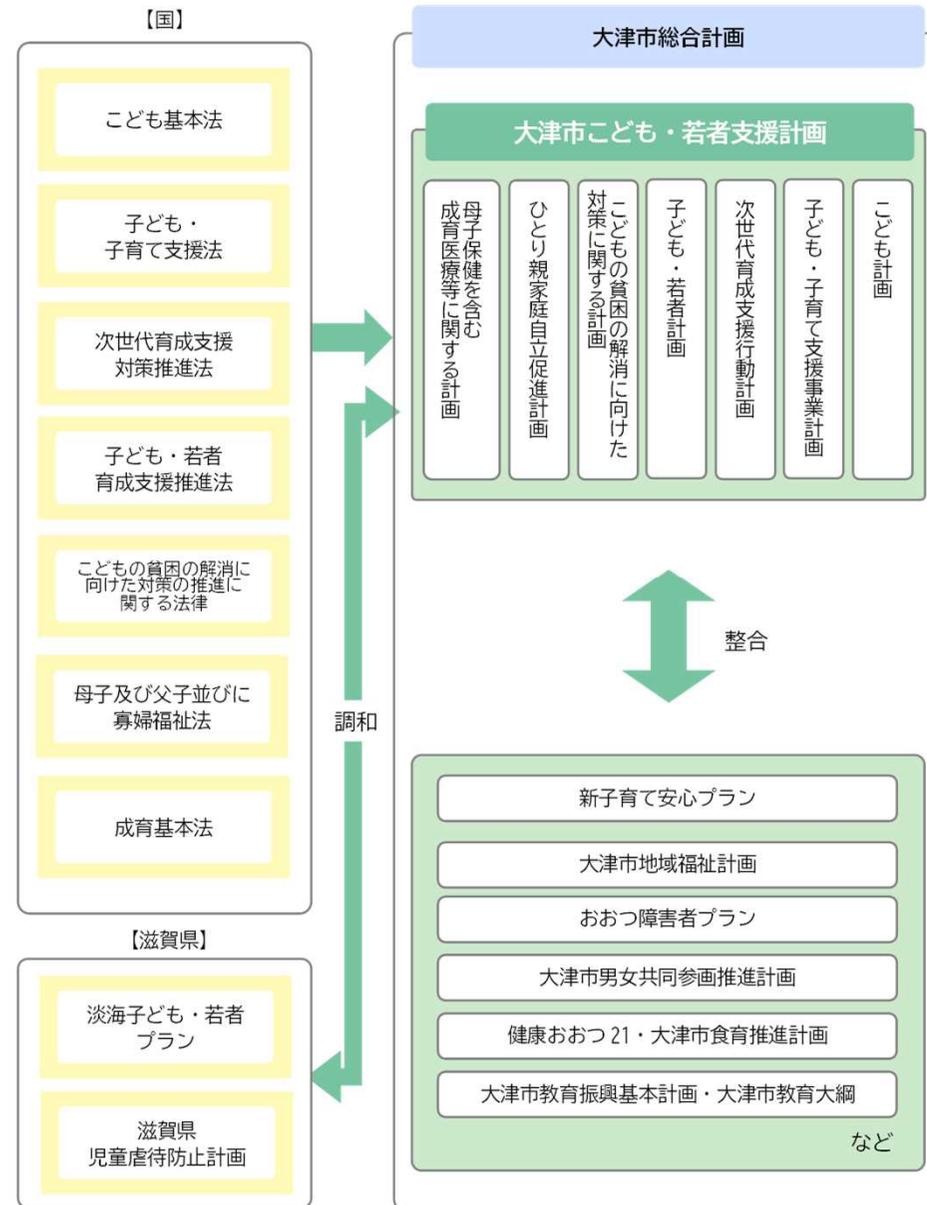
目次

1. 次期計画の位置づけ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
2. こどもの人口の状況	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
3. 基本理念	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6
4. めざすこども・若者の姿と基本方針・施策体系	・・・・・・・・・・	P 7
5. 成果指標と目標	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 8
6. 施策の展開	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 14
7. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制	・・・・・・・・	P 20
8. パブリックコメント	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 24
9. こどもパブリックコメント	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 25
10.次期計画スケジュール	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 27

1 次期計画の位置づけ (本編 2 ページ)

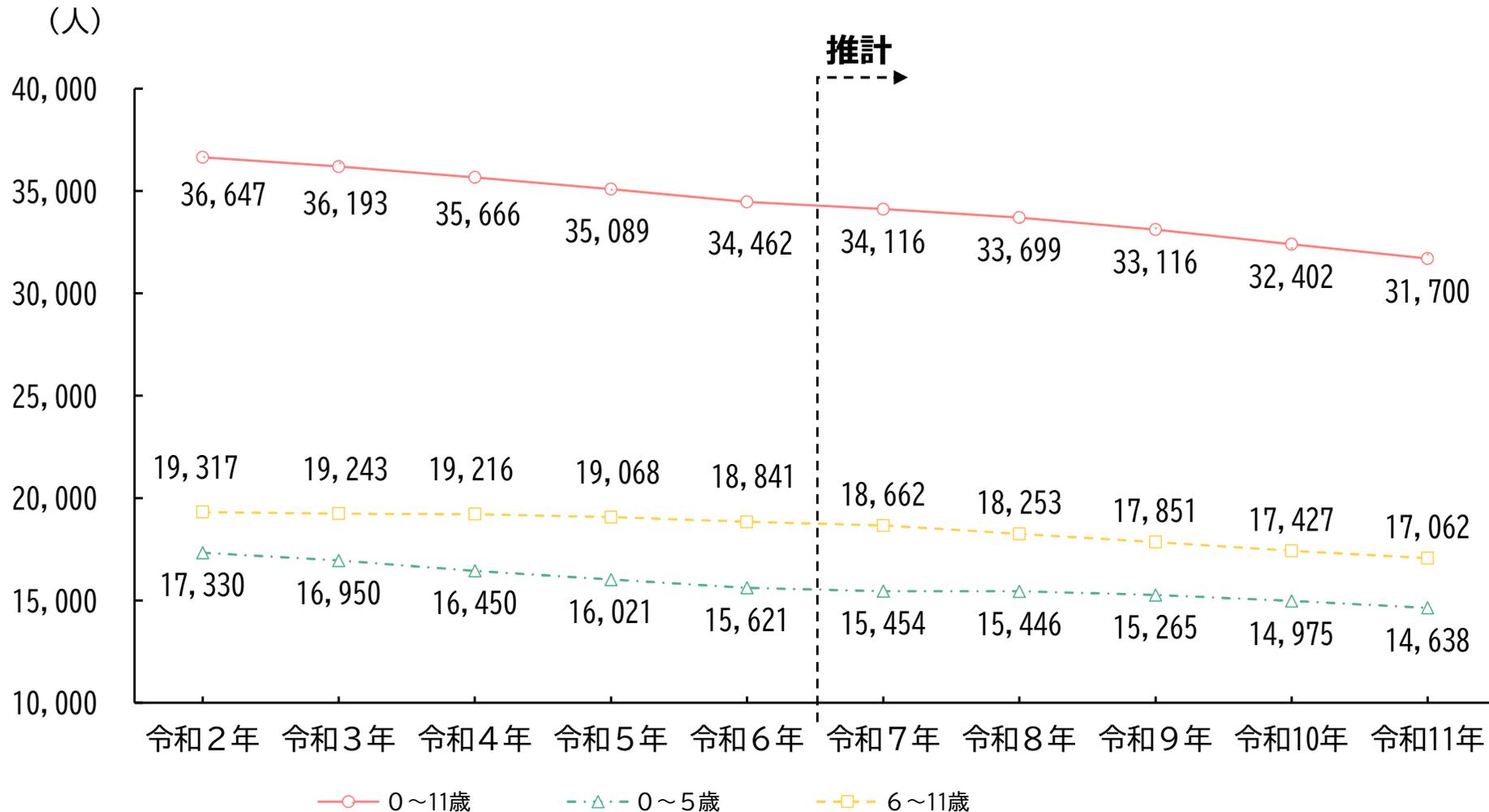
本計画は、こども基本法に基づく自治体こども計画として位置づけられます。

同法や計画策定に当たって勘案すべき内容が定められているこども大綱に基づき策定します。



2 こどもの人口の状況（本編21ページ）

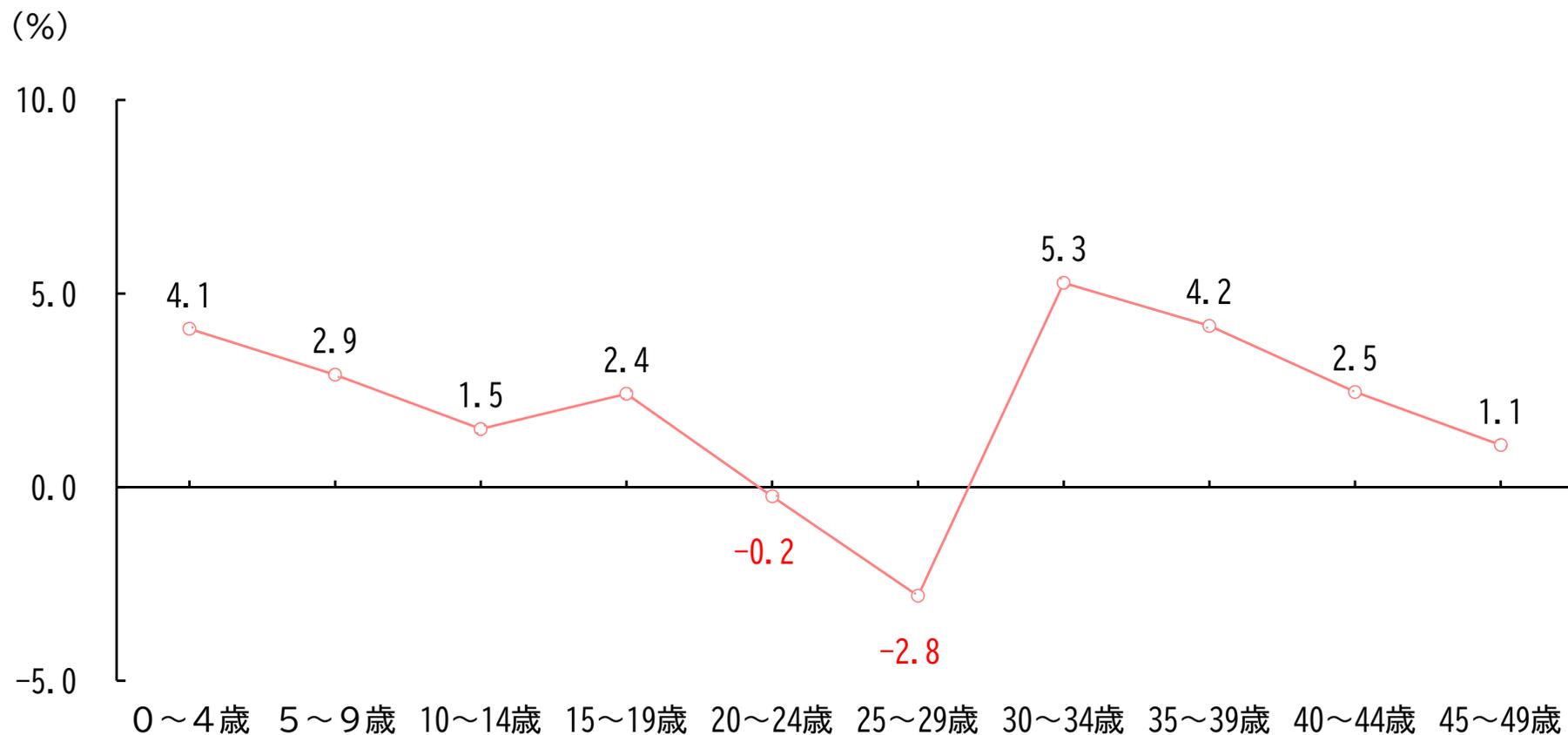
こどもの人口について



資料：令和2年～6年は住民基本台帳、令和7年以降は推計値

2 こどもの人口の状況（本編22ページ）

年齢別転出入割合



※ プラスが転入超過、マイナスが転出超過

資料：国勢調査（令和2年）

3 基本理念（本編28ページ）

本計画では、前計画のこどもが生まれる前から自立するまでを切れ目なく支援するという視点を継続しながら、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、こどもの権利を保障し、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長することを社会全体で後押しするという考え方を新たに加えることで、おおつのこども・若者が、安心して自分の力を存分に発揮し、主体的に自らの夢や希望に向かって進むことができる環境を整えます。

これらのことを踏まえ、本計画における基本理念を次のとおり定めます。

基本理念

こども・若者の幸せな未来を築くまち おおつ

めざすこども・若者の姿

1. 自由に意見を表すことができる
2. 健やかに育つことができる
3. ひとりひとりが尊重され、なりたい自分を目指すことができる
4. 安心して自分らしくいることができる

4 めざすこども・若者の姿と基本方針・施策体系 (本編29ページ)

	めざす こども・若者の姿	基本方針 (市の取組方針)	基本方針を実現するための取組	取組
1	自由に意見を 表すことができる	こども・若者が自由に意 見を表明する場と意見を 反映させる仕組みづくり	(1)こどもの権利をこどもとおとなが学ぶ機会の確保 (2)社会参画や意見表明の機会の充実 (3)多様な声を施策に反映させる工夫	14
2	健やかに育つ ことができる	健やかに育つ環境と質の 高い幼児教育・保育環 境の充実	(1)妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援 (2)子育てに希望を持てるような子育て支援、情報発信 (3)結婚、子育てに関する経済的負担の軽減 (4)ワーク・ライフ・バランスの推進 (5)こどもの教育・保育の充実 (6)多様な遊び、体験、学び、活躍できる機会づくり (7)犯罪、事故、災害からこども・若者を守る環境整備	98
3	ひとりひとりが尊重 され、なりたい自分 をめざすことができる	多様な機関がつながりこ ども・若者や家庭の状況 に応じて寄り添う支援の 推進	(1)障害、発達支援が必要なこども・若者とその家庭への支援の充実 (2)児童虐待の未然防止及び早期発見・早期対応の推進 (3)不登校、いじめ、ひきこもり、非行、ヤングケアラーのこども・若者と その家族への支援の充実 (4)悩みや不安を抱えるこども・若者とその家族に対する相談体制の充実 (5)ひとり親家庭、こども・若者の貧困の解消に向けた支援の充実	88
4	安心して自分らしく いることができる	こども・若者の視点に立っ た多様な居場所づくりの 推進	(1)既存の地域資源を活用した居場所の展開及び情報発信 (2)地域における記場所づくりの担い手支援	13

5 成果指標と目標（本編33ページ～）

基本理念の実現状況を把握するための指標（目標達成の状況）

指標内容	現状	R11目標
<p>「あなたにとって、めざすこども・若者の姿は実現できていますか」に肯定的な回答（「実現できている」及び「大体実現できている」）をした児童・生徒の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①自由に意見を表すことができる ②健やかに育つことができる ③ひとりひとりが尊重され、なりたい自分をめざすことができる ④安心して自分らしくいることができる 	こどもパブコメの結果を踏まえて設定	未定

本計画において、こども・若者のめざす姿として掲げる4つのこどもの権利の保障について、こども・若者が実感できているかどうかというのを成果指標として設定する。

現状の数値は、こどもパブリックコメントの実施により把握し、その数値を踏まえ今後の目標値を設定する。

5 成果指標と目標（本編33ページ～）

めざすこども・若者の姿及び基本方針における指標の設定について

めざすこども・若者の姿の達成状況を把握するための指標

- ・それぞれのめざす姿に対し、昨年度実施のアンケート調査等に基づき、めざす姿の実現ができていくかどうかに関する内容を指標として設定
- ・各基本方針に関連する取組を推進した結果、めざす姿がどれだけ達成できたかを把握するための指標として設定

基本方針ごとの活動指標

- ・基本方針に掲げる市の取組のうち、主なものを指標として設定
- ・指標内容を達成することで、基本方針が達成された状況となるよう指標を設定
- ・指標を設定することで、計画がどれくらい進んでいるのか進捗管理を行う
- ・指標は必要に応じて修正、見直しを行う

5 成果指標と目標（本編33ページ～）

めざす子ども・若者の姿1 自由に意見を表すことができる

指標内容	現状	R11目標
「家庭や学校で、あなたの考えや思っていることを聞いてもらっていると思いますか」に肯定的な回答（「思う」及び「大体そう思う」）をした児童・生徒の割合	R5調査 小5：81.6% 中2：83.9%	向上
「あなたは、国や大津市に対して自分の意見を伝えたいと思いますか」に肯定的な回答（「そう思う」及び「ややそう思う」）をした若者の割合	R5調査 15-19：38.5% 20-24：39.7% 25-29：40.9%	15-19：70% 20-24：70% 25-29：70%

基本方針1 子ども・若者が自由に意見を表明する場と意見を反映させる仕組みづくり

指標内容	現状	R11目標
子どもの権利を学ぶ機会の数	新規	R7の取組結果を踏まえて設定
子ども・若者が意見を表明できる場の数	新規	4か所

5 成果指標と目標（本編33ページ～）

めざす子ども・若者の姿2 健やかに育つことができる

指標内容	現状	R11目標
3歳6か月児健診で、「育児をされていてイライラしたり、つらいと感じることが多い」に否定的な回答（「いいえ」及び「どちらともいえない」）をした人の割合	R6.10時点 86.3%	向上
「あなたの健康状態について教えてください」に肯定的な回答（「よい」及び「まあよい」）をした児童・生徒の割合	R5調査 小5：69.9% 中2：68.9%	向上

基本方針2 健やかに育つ環境と質の高い幼児教育・保育環境の充実

指標内容	現状	R11目標
大津っ子みんなで育て“愛”全戸訪問（乳児家庭全戸訪問事業）の訪問率	R5実績 97.9%	100%
乳幼児健診の受診率	R5実績 4か月児健診：96.4% 10か月児健診：99.1% 1歳9か月児健診：93.8% 2歳6か月児健診：90.8% 3歳6か月児健診：92.0%	100%
保育士確保等による保育利用希望者の受入体制の確保（保育所待機児童数）	R6実績 184人	0人
「おおつ子育てアプリ とも☆育」の利用登録者数	R5実績 4,335人	11,300人
子育て世帯訪問支援事業の提供体制の確保	新規	地域子ども・子育て支援事業として、量の見込みに対する提供体制を確保していく。
運動やスポーツの楽しさを伝える機会の提供（幼少期運動プログラム、児童館におけるスポーツ活動の参加人数）	R5実績 幼少期運動プログラム：37組74人 児童館におけるスポーツ活動1,681人	運動プログラム：60組120人 児童館：2,000人

5 成果指標と目標（本編33ページ～）

めざすこども・若者の姿3 ひとりひとりが尊重され、なりたい自分をめざすことができる

指標内容	現状	R11目標
「将来の夢や目標を持っている」に肯定的な回答（「当てはまる」及び「どちらかといえば、当てはまる」）をした児童・生徒の割合	R5実績 小6：79.5% 中3：63.3%	全国平均以上
「将来の夢を叶えたいと思っている」に肯定的な回答（「あてはまる」及び「どちらかといえばあてはまる」）をした若者の割合	R5調査 15-19：73.1% 20-24：76.5% 25-29：60.6%	15-19：80% 20-24：80% 25-29：80%

基本方針3 多様な機関がつながりこども・若者や家庭の状況に応じて寄り添う支援の推進

指標内容	現状	R11目標
発達相談支援を行ったこどもの実人数	R5実績：1,124人	1,250人
不登校児童・生徒に対するアウトリーチ型支援の訪問件数	R5実績：341件 (うち児童・生徒に対しては201件)	220件 (児童・生徒に対する訪問件数)
大津市子ども・若者総合相談窓口の相談対応件数	R5実績：1,909件	2,000件
要保護児童対策地域協議会、実務者会議等の実施回数	R5実績：217回	260回
学校等と連携した児童福祉に係る研修の参加人数	新規	R7の取組結果を踏まえて設定
生活困窮者自立相談支援事業のプラン作成件数	R5実績：212件	220件

5 成果指標と目標（本編33ページ～）

めざす子ども・若者の姿4 安心して自分らしくいることができる

指標内容	現状	R11目標
「あなたにとって、ほっとできる（安心できる）居場所はどこですか」にいずれかの居場所があると回答した（「居場所はない」及び「答えたくない」と回答せず、かつ無回答ではなかった）児童・生徒の割合	R5調査 小5：95.7% 中2：96.3%	現状維持
「自分のことが好き」に肯定的な回答（「あてはまる」及び「どちらかといえばあてはまる」）をした若者の割合	R5調査 15-19：56.4% 20-24：61.8% 25-29：57.6%	15-19：70% 20-24：70% 25-29：70%

基本方針4 子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくりの推進

指標内容	現状	R11目標
大津市立児童館の利用者数	R5実績 延べ46,614人	52,000人
大津市内で活動を把握している子ども食堂の数	R6.8.31時点 48か所	60か所
大津市子ども・若者総合相談窓口の居場所事業参加者数	R5実績 延べ190人	240人
子どもの居場所づくり事業利用者数	R5実績 利用人数：延べ1,535人	利用人数：延べ1,600人

6 施策の展開（本編37ページ～）

基本方針1 こども・若者が自由に意見を表明する場と意見を反映させる仕組みづくり

（1）こどもの権利をこどもとおとなが学ぶ機会の確保

こども・若者に対して、こどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるようこどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進します。

また、保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年育成に携わる人などこどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなに対しても、こどもの権利について広く情報発信や学ぶ機会を充実します。

（2）社会参画や意見表明の機会の充実

こども・若者が、家庭や学校、地域などにおいて意見を形成し、日常的に意見を言い合える機会や権利の主体として尊重され、意見が聴かれ、その意見が尊重される機会を持つことができるよう、こども・若者が自由に意見を表すことができる環境を確保していきます。

（3）多様な声を施策に反映させる工夫

全てのこども・若者が自らの意見を持ち、それを表明することができるという認識の下、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、意見聴取に係る多様な手法を検討するとともに、十分な配慮や工夫を行います。

6 施策の展開（本編37ページ～）

基本方針2 健やかに育つ環境と質の高い幼児教育・保育環境の充実

（1）妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援

妊娠・出産から安心して子育てができるよう、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援体制を強化します。

また、悩みや不安を抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげる体制を充実します。

妊娠・出産、産後の保健・医療の提供をきめ細かく実施するとともに、乳幼児の心身の健康の保持増進と、健やかな成長発達を支援するため、乳幼児健診や保護者に対する育児への相談支援を実施します。

（2）子育てに希望を持てるような子育て支援、情報発信

子育て当事者が気軽に利用できるように地域における子育て支援事業の充実を図るとともに、必要な情報をホームページやSNSなどさまざまな媒体を活用して、分かりやすく伝えます。

また、子育て家庭を社会全体で温かく見守る機運の醸成など、子育てへの安心感や希望を持てるような取組を推進します。

（3）結婚、子育てに関する経済的負担の軽減

幼児期から高等教育段階まで切れ目のない経済的負担軽減を実施します。

（4）ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、企業等における子育てへの支援が重要となるため、仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業主に対する意識啓発や支援を進めていきます。

6 施策の展開（本編37ページ～）

基本方針2 健やかに育つ環境と質の高い幼児教育・保育環境の充実

（5）こどもの教育・保育の充実

教育・保育ニーズの動向を踏まえ、提供体制を確保するため、待機児童対策として必要な施設整備を行います。また、市立幼稚園については、園児数が減少しており、こどもの学びや成長を促すために複数クラスを確保できるよう、再編等の検討を進めます。

また、保育士を確保する取組を進め、就学前のこどもの育ちの場を確保するとともに、質の高い幼児教育・保育の提供を図り、ひとりひとりのこどもの健やかな成長を支えます。

さらに、子育て家庭の多様なニーズに応じた、子ども・子育て支援事業の充実を図るとともに、学童期において、保護者の就労等により昼間に家庭での保育を受けることが困難な小学生の健全な育成に資するため、放課後児童クラブや保育の質の向上を図ります。

（6）多様な遊び、体験、学び、活躍できる機会づくり

遊びや体験活動の重要性、学びへのつながりやその機会を保障することの重要性を認識したうえで、子ども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達の程度に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験、さまざまな遊びができるよう、地域資源を生かした遊びや体験の機会、活躍できる機会づくりを進めていきます。

これらの情報が、子ども・若者や子育て当事者に分かりやすくまとまって確認できるような情報発信に取り組みます。

（7）犯罪、事故、災害から子ども・若者を守る環境整備

警察や地域等の関係機関と連携し、子ども、若者が、犯罪、事故、災害から自らと他者の安全を守ることができるよう、防犯や防災、交通安全等の教育に取り組んでいきます。また、誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを推進するとともに、自分たちの地域を自分たちで守る地域の力を高める活動を推進します。

子ども・若者の非行を防止し、犯罪に巻き込まれない環境整備のため、学校や警察等地域の関係機関・**16** 団体の連携を図ります。

6 施策の展開（本編37ページ～）

基本方針3 多様な機関がつながりこども・若者や家庭の状況に応じて寄り添う支援の推進

（1）障害、発達の支援が必要なこども・若者とその家庭への支援の充実

障害や発達の特性を早期に発見・把握し、ひとりひとりの個々の特性や障害の状況に応じた適切な支援・サービスにつなげていくとともに、こども・若者とその家庭に寄り添い、専門的な関わりをつないで切れ目なく支援する体制を整えます。

（2）児童虐待の未然防止及び早期発見・早期対応の推進

全てのこどもたちが、尊重され、安心して安全な環境の中で成長できるように、こどもや家庭に関わる各機関が連携して、児童虐待の未然防止及び早期発見、早期対応の取組を推進します。

また、子育てに悩んでいる保護者への支援や、こどもが安心してできる環境づくりを推進するとともに、社会全体で児童虐待の防止に取り組む意識の醸成を図ります。

（3）不登校、いじめ、ひきこもり、非行、ヤングケアラーのこども・若者とその家庭への支援の充実

不登校のこどもの状況に応じた相談支援の充実と合わせて、全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう体制整備を図ります。

いじめの積極的な認知と早期の組織対応、相談先の確保、関係機関との連携推進などいじめの防止対策を強化します。

ひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する支援体制の充実を図ります。

学校・地域・警察などの関係機関が緊密に連携し、こども・若者が非行や犯罪に走ることのないよう支援を行っていきます。

ヤングケアラーの問題は、顕在化しにくいことから、福祉、教育等のこどもや家庭に関わる各機関が連携して把握に努め、こどもや家族の思いに寄り添いながら、適切な支援につなげていきます。

6 施策の展開（本編37ページ～）

基本方針3 多様な機関がつながりこども・若者や家庭の状況に応じて寄り添う支援の推進

（4）悩みや不安を抱えるこども・若者とその家族に対する相談体制の充実

悩みや不安を抱えるこども・若者やその家族を孤立させないよう相談体制の充実を図るとともに、こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等について、必要とする若者に届くような周知を行います。

（5）ひとり親家庭、こども・若者の貧困の解消に向けた支援の充実

ひとり親家庭が安心して自立した生活を送るために、関係機関と連携し、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等さまざまな支援を行うとともに、各種制度が必要な人に適切に活用されるよう周知を図ります。

こどもの貧困の背景には、さまざまな社会的要因があることを認識し、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、学習支援、生活の支援、保護者の就労支援、経済支援等を進めます。

6 施策の展開（本編37ページ～）

基本方針4 こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりの推進

（1）既存の地域資源を活用した居場所の展開及び情報発信

全てのこども・若者が身近な地域において安全に安心して過ごせる居場所を持つことができることが重要であることから、こども・若者の声を聴き、その視点に立ち、今ある地域資源を生かした居場所づくりに取り組みます。

また、居場所に関する情報を分かりやすくまとめ、発信します。

（2）地域における居場所づくりの担い手支援

子ども食堂等、地域主体の取組が推進され、こども・若者にとっての居場所が維持され、継続されるよう、地域の関係機関・団体との連携を図るとともに、地域における居場所づくりの担い手を支援します。

7 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制（本編68ページ～）

【1号認定：3－5歳（教育）】

事業内容	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、教育を希望する場合の確保方策として実施します。 （保育の必要性の事由に該当するが、幼稚園等での教育を選択する人を含みます。）		
実施機関	幼稚園、認定こども園	提供体制	教育・保育提供区域
確保方策の内容	市立幼稚園については、希望者全員の入園を原則としているため、十分な確保体制があります。 今後は、園児数の減少に対応した適正規模の確保等も含め、適切な教育環境の整備について検討・実施を行います。		

【2号認定：3－5歳（保育）】

事業内容	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、「保育の必要性の事由」（保護者の就労または疾病その他の内閣府令で定める事由）に該当し、家庭において必要な保育を受けることが困難で保育所等での保育を希望する場合の確保方策として実施します。		
実施機関	保育所、認定こども園、 企業主導型保育事業	提供体制	教育・保育提供区域
確保方策の内容	計画及び保育需要の動向を踏まえ、状況に応じ、量の確保が必要な区域において整備を行います。		

【3号認定：0－2歳（保育）】

事業内容	満3歳未満の小学校就学前のこどもであって、「保育の必要性の事由」（保護者の就労または疾病その他の内閣府令で定める事由）に該当し、家庭において必要な保育を受けることが困難で保育所等での保育を希望する場合の確保方策として実施します。		
実施機関	保育所、認定こども園、 地域型保育事業、 企業主導型保育事業	提供体制	教育・保育提供区域
確保方策の内容	計画及び保育需要の動向を踏まえ、状況に応じ量の確保が必要な区域において整備を行います。		

7 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制（本編68ページ～）

1号認定(3～5歳※) 市全域 ※保育の必要性があるが、幼稚園等での教育を選択する者を含む。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	2,771	2,695	2,606	2,505	2,338
確保方策(B)	4,556	4,591	4,591	4,606	4,606
差引(B)-(A)	1,785	1,896	1,985	2,101	2,268

2号認定(3～5歳) 市全域

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	5,031	5,107	5,171	5,189	5,092
確保方策(B)	5,213	5,330	5,430	5,434	5,438
差引(B)-(A)	182	223	259	245	346

3号認定(0～2歳) 市全域

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み(A)		3,447	3,573	3,616	3,652	3,668	
保育利用率		46.5%	48.2%	49.9%	51.8%	52.6%	
確保方策(B)		3,867	3,914	3,974	3,980	3,986	
うち地域型 保育事業以外		3,389	3,455	3,515	3,521	3,527	
うち地域型 保育事業		478	459	459	459	459	
差引(B)-(A)		420	341	358	328	318	
うち0歳	量の見込み(A)	368	380	387	401	415	
	確保方策(B)	852	860	876	876	876	
	うち地域型 保育事業以外	724	737	753	753	753	
	うち地域型 保育事業	128	123	123	123	123	
差引(B)-(A)		484	480	489	475	461	
うち1・2歳	量の見込み(A)	1歳	1,420	1,504	1,511	1,540	1,566
		2歳	1,659	1,689	1,718	1,711	1,687
	確保方策(B)	3,015	3,054	3,098	3,104	3,110	
	うち地域型 保育事業以外	2,665	2,718	2,762	2,768	2,774	
	うち地域型 保育事業	350	336	336	336	336	
差引(B)-(A)		▲64	▲139	▲131	▲147	▲143	

7 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制（本編68ページ～）

教育・保育の提供体制の確保方策の基本的な考え方について

1号認定（教育）について

市立幼稚園においては園児数が減少していることから、こどもの学びや成長に適した集団規模を確保するため、計画期間を通して**市立幼稚園の再編等の検討を進めます。**

教育・保育施設を対象に実施した認定こども園への移行希望の調査結果に基づき、認定こども園への移行希望に伴い必要となる定員数を反映させました。

2号認定、3号認定（保育）について

市全体においては、一定の利用定員が確保されていますが、提供体制が十分に確保されていない区域や年齢区分があることから、区域間、年齢区分間の不均衡を解消し、今後のニーズに対応するため、**対象区域に必要な施設整備を行います。**

対象区域①中北部区域

区域内の認定児童数に比べ、施設の定員が少ない状況です。宅地開発等により、就学前児童が増加しており、保育ニーズの増加を予測しています。

対象区域②中部区域

区域内の施設の多くが、定員を超過して受け入れを行っている状況です。また、大規模マンションの建設が予定されており、保育ニーズの増加を予測しています。

対象区域③中南部区域

区域内の施設の多くが、定員を超過して受け入れを行っている状況です。また、大規模マンションの建設が予定されており、保育ニーズの増加を予測しています。

既存の教育・保育施設の利用定員の変更や認定こども園への移行による提供体制の確保を図ります。

保育士を確保し、受け入れ量を拡大するために、大学在学中に奨学金の貸与を受けて就学し、卒業後に市内の保育所等に新たに雇用され、継続して勤務する保育士等や、市内の保育所等に新たに雇用され継続して勤務する保育士等に対して、補助金を支給します。

7 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制（本編81ページ～）

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容について

- ① 利用者支援事業
- ② (新)妊婦等包括相談支援事業（令和7年度創設）
- ③ 延長保育事業
- ④ 実費徴収にかかる補足給付を行う事業
- ⑤ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑥ 放課後児童健全育成事業
- ⑦ 子育て短期支援事業
- ⑧ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑨ 養育支援訪問事業
- ⑩ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑪ (新)子育て世帯訪問支援事業（令和6年度創設）
- ⑫ (新)児童育成支援拠点事業（令和6年度創設）
- ⑬ (新)親子関係形成支援事業（令和6年度創設）
- ⑭ 地域子育て支援拠点事業
- ⑮ 一時預かり事業
- ⑯ 病児保育事業
- ⑰ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）
- ⑱ 妊婦健診事業
- ⑲ (新)産後ケア事業（令和7年度から新たに位置づけ）
- ⑳ 乳児等通園支援制度
（こども誰でも通園制度 令和7年度のみ、令和8年度から給付事業化）

8 パブリックコメント

(1) 意見募集期間

令和6年12月27日(金)から令和7年1月20日(月)まで

(2) 意見募集方法

市のホームページに掲載、市政情報課及び子ども・若者政策課で閲覧

(3) 意見の提出方法

子ども・若者政策課へ直接又は郵便、ファックスもしくはメールで提出
書面による提出が困難な場合は、子ども・若者政策課へ連絡

(4) その他

提出いただいた意見等に対する市の考え方を整理し、内容を公表
社会福祉審議会(児童福祉専門分科会)で最終審議し、意見を聴取した上で、計画最終案としてとりまとめ

9 こどもパブリックコメント（別紙冊子参照）

（１）意見募集期間 令和6年12月27日(金)から令和7年1月20日(月)まで

（２）こども向けパブリックコメント 概要

次期計画を知り、意見を表明する機会としてパブリックコメントに取り組むことで、こども達が意見を伝えるという機会をもつ。

次期計画の当事者であるこども達の意見を聴き、考えることでよりよい計画にするために行う。

（３）内容

- ①大津市の基本理念及びめざす姿、基本方針を4つの島で表現。
- ②大津市こども・若者支援計画、こども基本法、児童の権利に関する条約
- ③こども・若者のめざす姿、基本方針（市が取り組むこと）計画素案の各項目から、こどもに関連する項目を抜粋し、わかりやすく説明。
- ④意見募集 質問項目 めざす姿が実現されていると感じるかどうか、基本理念の市が取り組むことについて、関心のある項目及びその取組に対し、どう考えるかを意見として記入

（４）意見募集及び提出の方法

市のホームページに掲載

大津市立及び市内私立・国立等の小学校5・6年生、中学校1・2年生には、こどもが理解しやすいよう、やさしい版の「こどもパブリックコメント」冊子を配布（令和7年1月 新学期開始時）

意見の提出は、タブレット及び郵送（冊子の最後のページに記入し切り取って郵送）にて提出

（５）その他

アンケート部分は集計、意見に関しては市の考え方を整理し、内容を公表

9 こどもパブリックコメント（別紙冊子参照）



表紙

計画の基本理念

こども・若者のめざす姿とめざす姿を達成するために

市が取り組むことをこどもたちにわかりやすくイラストで表現



10 次期計画スケジュール

令和6年度	社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	大津市議会 教育厚生常任委員会	アンケート パブリックコメント
4月	第1回 次期計画の柱案検討		(令和5年度アンケート実施)
5月			
6月	第2回 骨子案検討		
7月			
8月	第3回 骨子案、量の見込み検討		
9月		計画骨子案説明	
10月	第4回 素案、確保方策		
11月	第5回 パブコメ案		
12月		計画パブコメ案説明 (本日)	パブコメ実施 (こども向けパブコメ含む)
1月			
2月	第6回 最終答申案		
3月	市長へ答申	計画最終案説明	